

第4章

分野ごとの基本計画

1 保健・医療の充実

(1) 現状と課題

障がいの発生予防や障がいの重度化を防ぐためには、保健医療の充実が重要です。

特に身体障がいについては、約6割が病気による障がいとなっており、日常からの生活習慣病を始めとした疾病予防が重要です。

このようなことから、医師会との連携を強化し、障がいの発生予防に向けた啓発活動を充実するとともに、特定健診の受診を促進し、必要に応じて円滑に特定保健指導につなげていくことにより、生活習慣病の発生予防を推進していく必要があります。また、妊娠前からの指導啓発、妊婦健診の受診促進、保健指導を充実し、安心・安全な出産ができるよう働きかけを行い、障がいの発生予防につなげていく必要があります。

発達の遅れや障がいの早期発見から円滑に療育につなげていくために、保健センターでの乳幼児健診や発達相談などの機会において、早期発見に努めてきました。しかし、現在、保護者が自発的に気軽に相談を受けることができる発達に関する相談場所がない状況です。今後さらに、保健、保育、福祉の連携により、療育相談支援の充実を図ることが重要です。

生活習慣病：

がん、脳血管疾患、糖尿病、高血圧、高脂血症など、食生活を中心とした生活習慣に關与する一連の病気群を示す呼称。

特定健診（特定健康診査）：

糖尿病・高血圧症・脂質異常症などの生活習慣病予防のために、40歳から74歳までを対象として実施される健診。

特定保健指導：

特定健診の結果から生活習慣病になる危険性に応じて「情報提供」「動機づけ」「積極的支援」の3つのレベルに分けられ、その人のレベルにあった生活習慣改善のための情報提供と指導を行う事業。

療育：

医療・治療の「療」と、養育・保育・教育の「育」を合体した造語。障がいのある児童に対しては、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、残された能力や可能性を開発しなければならない。

障がい者について、専門的な医療を身近な地域で受けられることが求められています。県や近隣市との連携により地域の中で必要な医療が受けられる体制づくりを進めていく必要があります。

精神障がいについては、20歳代での発症が多く、社会生活からのストレスなどが原因となっていることが推察され、こうした社会的なストレスなどへの対応が求められています。また、精神疾患に関して正しい知識を広く啓発することが重要となってきます。医療機関、保健所等と連携し、職場や地域におけるメンタルヘルスや心の健康づくりを推進するとともに、精神疾患に関して気軽に相談ができる環境を整え、早期相談・治療に結びつけていくことが重要です。加えて、精神疾患による長期入院患者について、住み慣れた地域へ戻り自立した生活ができるよう、関係機関の連携による支援を行っていく必要があります。

難病患者への支援については、保健所等との連携を強化し、個々のニーズに合った生活支援や相談支援、医療情報の提供などを行っていく必要があります。

図表 医療のことで困っていること（アンケート調査）

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
1位	専門的な治療をしてくれる医療機関が近くはない	医師に病気の症状が正しく伝えられない	医師に病気の症状が正しく伝えられない
2位	医療機関までの通院手段が確保しにくい	専門的な治療をしてくれる医療機関が近くはない	医師から病気や診療の説明が少ない 専門的な治療をしてくれる医療機関が近くはない
3位	いくつもの医療機関に通わなければならない 歯の治療を受けるのがむずかしい	歯の治療を受けるのがむずかしい	かぜやむし歯など、主疾患（障がい）以外の病気の診療を受けにくい

メンタルヘルス：
「心の健康」の意。

難病：
「難病対策要綱」により、原因が定かでなく、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。

(2) 基本方針

医療機関等との連携により、安心・安全な出産ができるよう妊娠前からの指導・啓発と妊娠後の妊婦健診の受診促進と保健指導の充実を図ります。

各年齢層に応じた健康診査を実施し、障がいの原因となる疾病予防、早期発見・早期治療に努めるとともに、健康相談・指導事業により、生活習慣の改善に取り組み、市民の健康の保持・増進を図ります。

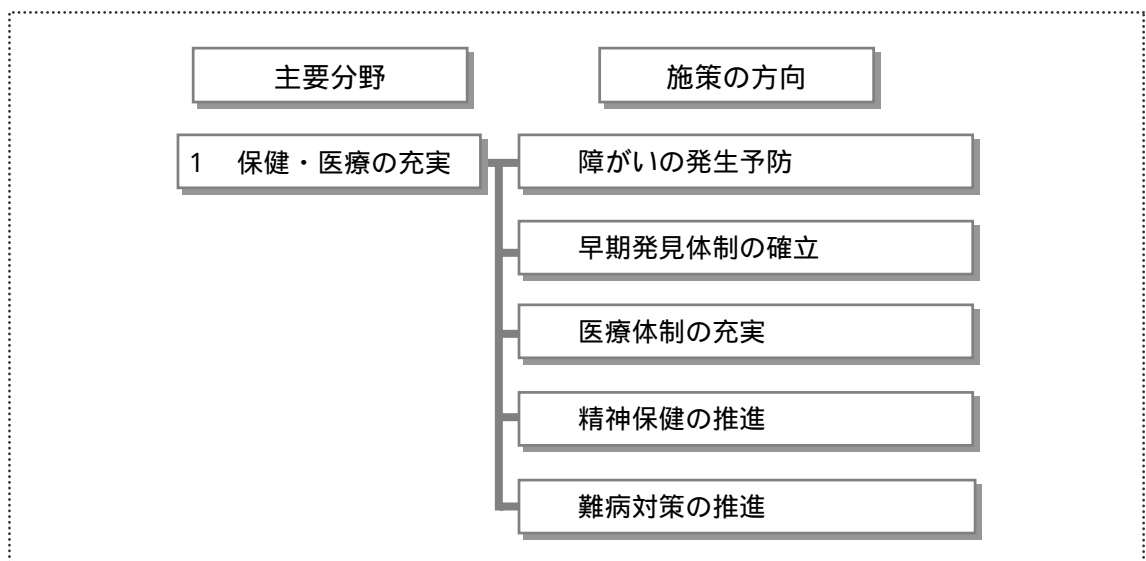
発達の遅れがみられる児童について、保健、保育、教育、福祉の連携と養護訓練センターの相談体制の充実を図り、早期の療育につなげるための体制整備に努めます。

障がい者が安心して医療サービスを受けられるよう、医療費助成を充実するとともに、地域で必要な医療が受けられるよう、県や近隣自治体と連携し医療の確保に努めます。

保健所、医療機関等と連携し、精神疾患に関する理解と、こころの健康づくりを促進するための啓発に努めます。

保健所を始めとした関係機関と連携を強化し、難病患者・家族に対する生活支援、医療情報などの提供に努めます。

体系図



(3) 具体的取り組み

障がいの発生予防

取り組み	内容	担当課
妊娠前の指導・啓発の実施	思春期の性教育や、風疹等の予防接種の受診を啓発するなど、将来の安全な妊娠出産に関する指導・啓発を実施します。	学校教育課 健康増進課
妊婦に対する保健指導の充実	正常な分娩出産ができるよう、医師会等と連携し、ハイリスク妊婦の把握と保健指導を充実します。	健康増進課
妊婦健診の受診促進	妊婦健診の公費助成により、妊婦健診の受診を促進し、安全な妊娠出産ができるよう支援します。	健康増進課
各種検診の受診促進	がん検診など、各年代ごとの検診の受診を促進し、障がいの発生予防に取り組みます。	健康増進課
特定検診と特定保健指導の実施	特定検診の受診を促進するとともに、特定保健指導に円滑につなげていくことにより、生活習慣病の予防を推進します。	健康増進課
医師会との連携による障がい予防の啓発	医師会との連携により、障がいの発生予防に向けた啓発活動を実施します。	健康増進課
みずなみ健康21の推進	みずなみ健康21を推進し、地域や家庭における総合的な健康づくりに取り組みます。	健康増進課

早期発見体制の確立

取り組み	内容	担当課
乳幼児健診時の発達相談の実施	乳幼児健診や各種保健事業において発達の遅れが気になる子どもを把握し、療育相談に結びつけます。	健康増進課
発達相談窓口の設置	療育相談専門員を配置し、保護者がいつでも気軽に相談できる窓口を設置します。	社会福祉課

ハイリスク妊婦：

妊娠、分娩、産じょく及び新生児期において、母体及び胎児、新生児に危険が起こる可能性が高い妊婦。

みずなみ健康21：

健康寿命を延ばすことを目指し、市民一人ひとりが主体となり、健康に関連する団体及び行政の支援のもとに健康づくりを進めるために策定された計画。

医療体制の充実

取り組み	内容	担当課
専門的医療機関の確保	県や近隣自治体と連携し、障がい者が身近な地域で必要な医療を受けられるよう、医療体制の確保に努めます。	健康増進課
福祉医療費助成の充実	障がい者が必要な医療を安心して受けることができるよう、福祉医療費助成制度を拡充します。	保険年金課
自立支援医療の周知	自立支援医療の制度利用の周知を図り、制度利用を促進します。	社会福祉課

精神保健の推進

取り組み	内容	担当課
こころの健康相談の実施	保健所等と連携し、こころの健康相談など、精神疾患に関する相談を充実します。	健康増進課 社会福祉課
精神保健、精神疾患に関する啓発	県や地域と連携し、講演会などを開催し、精神疾患に関する理解とこころの健康づくりを推進します。	健康増進課 社会福祉課
職場におけるこころの健康づくりの推進	保健所と連携し、各企業でのメンタルヘルスに関する啓発に取り組み、職場でのこころの健康づくりを推進します。	健康増進課 社会福祉課
長期入院患者の地域移行の推進	保健所や関係機関と連携し、精神疾患による長期入院患者が退院し、地域で自立して安心した生活を送れるよう支援します。	健康増進課 社会福祉課

難病対策の推進

取り組み	内容	担当課
難病医療相談の周知	保健所と連携し、難病医療相談を周知します。	健康増進課
難病患者の生活支援制度の周知	難病患者の生活状況に応じ、生活支援制度を周知します。	健康増進課

福祉医療費助成：

重度心身障がい者、乳幼児、母子家庭等、父子家庭の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的に医療費の一部を助成する制度。

2 療育・保育・教育の充実

(1) 現状と課題

障がい児の成長を支援していくため、早期発見から円滑に療育につなげていくことが重要です。平成24年4月からの児童福祉法の改正により、障がい児の支援体制強化が図られ、「保育所等訪問支援」、「障害児相談支援」が新たに制度化されます。新たな制度による支援を確保するとともに、保健、保育、教育、福祉の連携と、養護訓練センターの相談機能強化により、早期の療育につなげる必要があります。

また、養護訓練センターは、現在就学前児童の訓練を実施していますが、就学後の指導、相談について保護者より要望が強くなっています。児童福祉法の改正により、「放課後等デイサービス」が創設され、就学後の児童の療育、放課後支援が制度化されました。

養護訓練センターの機能強化を図り、就学前の幼児から就学後まで一貫した切れ目のない支援を行うための体制づくりが求められています。

障がい児保育に関しては、幼稚園・保育園において加配保育士を配置し一人ひとりの姿に応じた支援や、発達障がいを始めとした障がいに関する研修などを実施してきましたが、さらに、保育士の資質向上を図っていく必要があります。

学校教育においては、子どもの障がいや特性にあった教育指導の充実が求められます。そのためには、教職員の研修や事例検討会などを通して、障がいに対する理解と障がい児教育のスキルアップを推進していくことが必要です。さらに、小学校から中学校への教育と、切れ目のない連続性のある教育指導が重要となってきます。

また、学習障がい(LD)、注意欠陥/多動性障がい(AD/HD)など特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、専門的な対応が可能となるよう各種相談支援機関の機能充実が必要です。

保育所等訪問支援：

保育所や学校などにおける集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする児童に対し、保育所などに出向きその本人や保育士などに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導などを行う制度。

放課後等デイサービス：

学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に実施し、障がいのある児童の放課後などの居場所を提供する制度。

加配保育士：

障がい児などへの保育を行う上で、個別支援を行うために通常の保育士数に加えて配置される保育士。

学習障がい(LD)：

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障がいを指す。

注意欠陥/多動性障がい(ADHD)：

年齢あるいは発達に釣り合いな注意力、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい。

表 学校教育に望むこと（アンケート調査）

	知的障がい者	精神障がい者
1位	能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい	能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい
2位	個別的な支援を充実してほしい	就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい
3位		施設・設備・教材を充実してほしい

障がいのある子どもの放課後や長期休暇期間の支援について、放課後児童クラブでの受け入れ枠は少なく、日中一時支援事業での支援が主な支援策となってきました。「放課後等デイサービス」の制度化によるサービス確保と、放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ拡大を促進する必要があります。

（２）基本方針

保健、保育、教育、福祉の連携を強化し、早期療育の実施につなげるとともに、養護訓練センターの機能強化を図り、一貫した療育システムの構築に取り組みます。

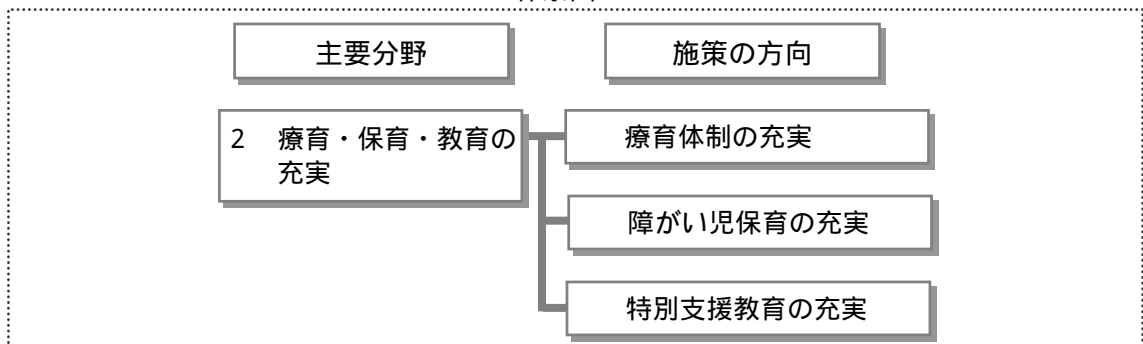
養護訓練センターの整備を実施し、訓練内容の充実を図るとともに、保育所等訪問支援の実施や対象児の拡大等事業の充実を図ります。

幼稚園・保育園における障がい児への加配を継続するとともに、発達障がいを始めとする障がいに関する研修を充実し、保育士、幼稚園教諭の障がい児支援に関する質の向上を図ります。

学校における教職員の障がいに関する研修や事例検討などを通して障がい児教育のスキルアップを図るとともに、園から小学校、小学校から中学校への連続性のある教育体制の整備を図ります。

従来の日中一時支援事業の実施に加え、放課後等デイサービスの確保と、放課後児童クラブの障がい児受け入れ拡大などにより、障がい児の放課後支援の充実を図ります。

体系図



放課後児童クラブ：

労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育。

(3) 具体的取り組み

療育体制の充実

取り組み	内容	担当課
保健、保育、教育、福祉の連携強化	療育関係者会議の開催等により、成長過程における一貫した療育支援連絡体制を構築します。	社会福祉課 健康増進課 教育委員会
療育コーディネーターの配置	療育に関する連携の中心となる療育コーディネーターを配置し、連携の強化を図ります。	社会福祉課 教育委員会 健康増進課
(仮称)子ども発達支援センターの施設整備	養護訓練センターの施設移転整備を実施し、児童発達支援センターを視野に機能充実を図ります。	社会福祉課
発達相談窓口の設置(再掲)	療育相談専門員を配置し、保護者がいつでも気軽に相談できる窓口を設置します。	社会福祉課
幼児園・保育園等での療育の実施検討	幼児園・保育園等へ指導員を派遣して療育指導、相談を行う保育所等訪問支援の実施を検討します。	社会福祉課
就学児の療育実施	養護訓練センターの施設移転整備に合わせ、対象児童の就学後までの拡大を検討します。	社会福祉課

障がい児保育の充実

取り組み	内容	担当課
各園における特別支援コーディネーターの配置	各園に配置した特別支援コーディネーターを中心に個別事例の検討を行い、障がい児に対する個別支援計画を作成し、支援内容の充実を図ります。	社会福祉課
加配保育士の適正な配置と拡充	加配保育士を適正に配置し、障がい児への支援を行うとともに、障がい児が疑われる児童への加配拡大について検討します。	社会福祉課
保育士・幼稚園教諭の資質向上	発達障がいなど障がいに関する研修を実施し、障がい児支援に関する資質向上を図ります。	社会福祉課 学校教育課

特別支援教育コーディネーター：

幼・小・中学校又は特別支援学校において、障がいのある幼児・児童・生徒の発達や障がい全般に関して、保護者の相談窓口、校内教員の相談窓口、校内外の関係者との連絡・調整などを行う担当者のこと。

特別支援教育の充実

取り組み	内容	担当課
入学・進学時の情報連携体制の整備	幼稚園・保育園からの入学時、小学校から中学校への進学時において、連携を図り、継続性のある一貫した支援体制を図ります。	社会福祉課 学校教育課
小中学校における特別支援コーディネーターによる相談体制の強化	各小中学校に配置された特別支援教育コーディネーターを核に学校内での教育相談と、療育機関との連携による支援体制の強化に取り組みます。	学校教育課
教職員の特別支援教育に対するスキルアップ	発達障がいなど障がいに関する研修を実施し、障がい児支援に関する資質向上を図ります。	学校教育課
適正な就学指導の実施	就学指導委員会において一人ひとりのニーズに合った最もよい教育環境を提案し、スムーズな就学、進学ができるよう支援します。	学校教育課
特別支援教育推進協議会による学校間連携の推進	小中学校の特別支援教育コーディネーターが集まり、各校の課題解決に向けた研修と市内特別支援学級の子どもたちの交流事業を実施します。	学校教育課
放課後等支援の充実	放課後等デイサービスによる就学児童の療育の場の確保に努めるとともに、放課後児童クラブでの障がい児の受け入れを促進し、放課後や長期休業期間の支援を充実します。	社会福祉課
特別支援学校との連携による社会生活への移行支援	特別支援学校や関係機関との連携により、就職や障害福祉サービスの利用を支援し、卒業後の自立した社会生活への移行を支援します。	社会福祉課

特別支援教育：

障がいのある全ての児童生徒の自立や社会参加に向けて、そのもてる力を高め生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

特別支援学校：

平成19年4月から学校教育法の改正により、盲学校、ろう学校及び養護学校が「特別支援学校」として規定されることとなった。

3 生活支援体制の充実

(1) 現状と課題

障がい者の生活全般にかかる相談支援については、東濃圏域で5箇所の相談支援事業所へ委託し実施してきました。障害者自立支援法の改正により、この相談支援事業が、再編され相談支援体制の充実が図られることから、これに対応した相談支援体制の確保をしていく必要があります。

また、関係機関の連携による支援体制の核として、東濃圏域障がい者（児）自立支援協議会を平成21年より東濃5市共同で立ち上げました。障害者自立支援法の改正により、地域自立支援協議会の位置づけが法律に明記されるなど、その役割はさらに重要なものとなっており、地域自立支援協議会の役割強化を図っていくことが求められます。

障がい者の権利擁護について、民間法人と連携し、成年後見制度を積極的に活用するなどの取り組みを実施してきました。引き続き、成年後見制度や、社会福祉協議会の実施する日常生活自立支援事業の活用などにより、障がい者の権利擁護を図っていく必要があります。

また、平成24年10月から障害者虐待防止法が施行されます。これにより、在宅の障がい者に対する虐待は市町村が中心となり対応することが明記されました。今後、障がい者虐待についての体制整備を図っていく必要があります。

在宅で生活する障がい者について、障がいの重度化・重複化や障がい者・介助者及び援助者の高齢化が進んでおり、介護する家族の負担を軽減し、地域での生活を支援するため、在宅福祉サービスの一層の充実を図っていく必要があります。また、障がい児のきょうだいについて、親が障がい児以外のきょうだいと関わる時間が持てないなど、家族の視点での支援が求められています。

表 相談したい内容（アンケート調査）

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
1位	福祉サービスの利用に関すること	福祉サービスの利用に関すること	日常生活に関すること
2位	福祉サービスの情報に関すること	就労支援に関すること	就労支援に関すること
3位	日常生活に関すること	日常生活に関すること 福祉サービスの情報に関すること	福祉サービスの利用に関すること

地域自立支援協議会：

地域の障がい福祉について、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、障がい福祉関係機関の連携を図るため、中核的な役割を果たす場として市町村が設置する協議会。

障害者虐待防止法：

障がい者の虐待防止や虐待が発生した場合の対応について役割を規定した法律。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援などに関する法律」（平成24年10月施行）

特に重度心身障がい児に関して、医療型短期入所の受け入れ先が県内でも限られており、東濃地域においては、県外の医療機関に頼っている現状です。県や近隣自治体と連携し、受け入れ先の確保に取り組む必要があります。

障がい者の施設等から地域生活への移行を推進する中で、市内にはグループホーム・ケアホームが確保されていません。グループホームやケアホームなどの整備を事業所と連携して促進し、地域での住まいの確保につなげていくことが必要です。

(2) 基本方針

障がい者が地域で自立して生活するために、より良いサービスを受けることができるよう、障がい者やその家族に対する相談支援体制の充実を図ります。

障がい者自立支援協議会の機能強化により、関係機関、事業所等の連携による支援体制の充実を図ります。

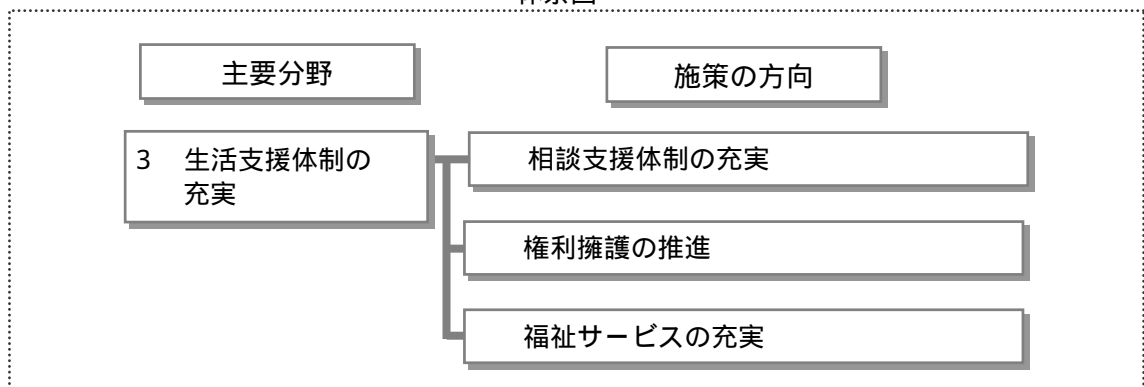
知的障がい、精神障がい者等に対する成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用を促進するとともに、障がい者の虐待の防止など障がい者の権利擁護に対する取り組みを推進します。

障がい者が必要とする生活支援やサービスの量的・質的な充実を図るとともに、個々の障がいの状況や、ライフステージ、家族のニーズに応じた各種サービスの確保に努めます。

県や近隣自治体と連携し、医療行為を必要とする重度心身障がい児の短期入所の受け入れ先の確保に取り組めます。

地域生活への移行を推進する観点から、グループホーム、ケアホームの設置など、障害福祉サービス事業所等と連携し取り組みます。

体系図



ライフステージ：

人生の段階区分のこと。乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期などという呼び方やその他区分がある。

(3) 具体的取り組み

相談支援体制の充実

取り組み	内容	担当課
障害者相談支援体制の充実	各相談支援事業所と連携し、日常生活や福祉サービス利用等の相談に応じ、身近な地域で必要な支援ができるよう相談支援体制の充実を図ります。	社会福祉課
地域の中での相談体制の充実	民生児童委員や、身体・知的障がい者相談員による、地域の中での相談を実施するとともに、専門的な援助が必要な場合の連携体制を充実します。	社会福祉課
基幹相談支援センターの設置検討	地域における相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置を検討します。	社会福祉課
地域自立支援協議会の充実	地域自立支援協議会を核に、相談支援事業所、民生児童委員、身体・知的障がい者相談員、各関係機関、各障害福祉サービス事業所等との連携による支援体制を整備します。	社会福祉課

権利擁護の推進

取り組み	内容	担当課
成年後見制度の利用促進	判断能力が不十分な障がい者に対して成年後見制度の啓発を図るとともに、本人、親族による申立の困難なケースについて、積極的に市長による申立を行います。	社会福祉課
日常生活自立支援事業の利用促進	金銭管理などに不安を持つ障がい者に対し、社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の利用を促進します。	社会福祉課 社会福祉協議会
権利擁護相談の実施	障がい者の権利擁護のための相談を実施し、権利擁護のための制度利用を支援します。	社会福祉課
障がい者虐待対策の推進	障がい者虐待の防止について、県と連携し周知を図るとともに、関係機関の連携による虐待を受けた障がい者の保護体制を整備します。	社会福祉課

基幹相談支援センター：
市町村が設置する地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、相談機能、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着などを行う。

福祉サービスの充実

取り組み	内容	担当課
特定相談支援事業による計画相談の実施	全障害福祉サービス利用者に対し、サービス等利用計画を作成し、モニタリングを実施することにより、よりニーズに合ったサービスが受けられる体制を整備します。	社会福祉課
居宅サービスの確保	障がい者の在宅生活を支援するため、居宅介護サービスを事業所と連携し確保します。	社会福祉課
日中活動の場の確保	障がい者の日中活動、生活支援のサービスとして生活介護、自立訓練、就労支援事業や障がい者デイサービスセンターの運営により確保します。	社会福祉課
地域生活への移行促進	障がい者が地域で自立した生活を送るためのグループホーム・ケアホームの確保を事業所に働きかけ、地域での生活の場の確保に取り組みます。	社会福祉課
移動・外出の支援の利用促進	障がい者が社会参加活動や日常生活において円滑に外出ができるよう、移動支援事業、同行援護の利用を促進します。	社会福祉課
コミュニケーション支援の充実	聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを図り、社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者の派遣事業の利用を促進します。	社会福祉課
介護者や家族へのレスパイトケアの充実	介護者や障がい者の家族の負担軽減と休息を図るため、短期入所、日中一時支援事業の事業所確保と利用促進に努めます。	社会福祉課
医療型短期入所の確保	県や近隣自治体と連携し、医療行為が必要な重度心身障がい児・者が利用できる短期入所の確保に取り組みます。	社会福祉課

日中活動の場：

昼間の活動の場を提供し支援を行う「療養介護」、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A・B型）」、「地域活動支援センター」などのサービス。

レスパイトケア：

障がい者を一時的に預かることにより、在宅で障がい者を介護する親・家族に対して、休息とリフレッシュの時間を提供し、日頃の介護から離れて心身の疲れを回復できるようにするための援助。

4 自立と社会参加の促進

(1) 現状と課題

障がい者が、地域で自立した生活を送るためには、まず経済面での安定が重要な課題となってきます。

しかし、長引く社会経済の低迷の中で、障がい者雇用を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

こうした中で、市内の企業に対して、障がいに対する理解を普及啓発し、障がい者が働きやすい環境づくりを促進するとともに、関係機関と連携し、障がい者雇用を促進するための支援体制の構築が必要です。

一般企業での就労が困難な障がい者の作業訓練などを実施する福祉的就労に関しては、市内の民間法人による就労支援施設整備へ支援を行うなどサービスの確保に努めてきました。今後も就労系の障害福祉サービスの定員拡大や充実、特に就労移行支援事業所の確保を事業所と連携協議していく必要があります。また、事業所とハローワーク、就業・生活支援センター等との連携により、福祉的就労から一般就労への移行を支援していく必要があります。

障がい者のゆとりや生きがいのある生活の実現のためには、スポーツや芸術・文化活動への参加は大切なことです。障がい者のスポーツ活動については、運動機能の維持増進を図るだけでなく、社会参加を促進し、生きがいを持って生活するために重要な役割を担っています。

そのため、障がいのある人が障がいのない人とともにスポーツや文化活動を行える環境づくりが必要です。また、障がい者が利用しやすいように、文化・スポーツ活動のイベントなど情報発信の工夫が必要です。

(2) 基本方針

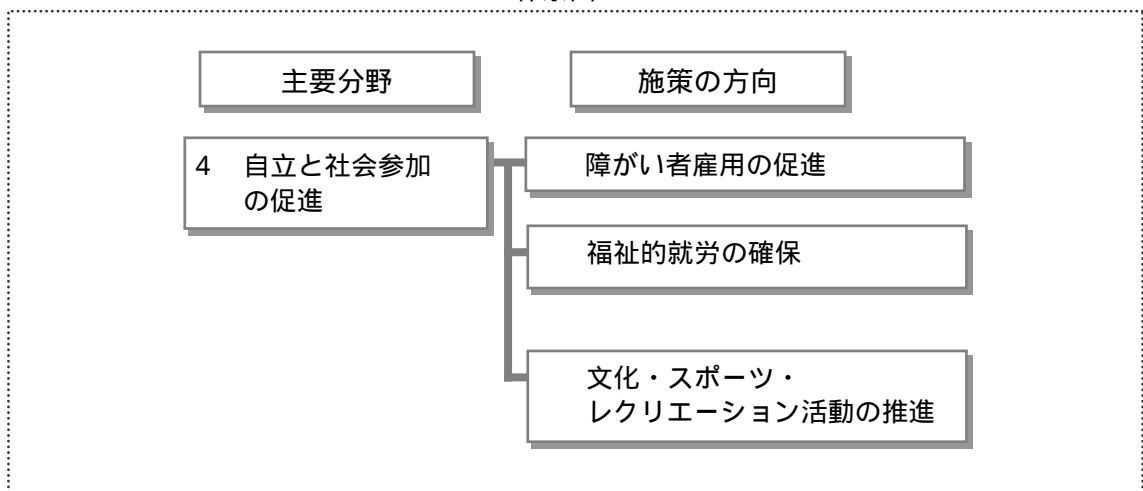
関係機関と連携し、障がい者雇用を推進するとともに、障がい特性に対応した柔軟な雇用形態を企業に対して啓発し、職場環境の改善を図るなど、職場定着のための支援を充実します。

障がい者の状況に応じ、企業などで就労が困難な障がい者に対する福祉的就労の場の確保に努めます。

就労移行（継続）支援事業の定員拡大と支援内容の充実を、事業所との連携により図るとともに、福祉的就労から一般就労へ移行できるよう、関係機関、事業所との連携促進に努めます。

文化、スポーツ活動において障がい者が気軽に参加できるプログラムを検討するとともに、活動を通して障がいのある人が障がいのない人と交流を図ることのできる機会の創出に努めます。

体系図



(3) 具体的取り組み

障がい者雇用の促進

取り組み	内容	担当課
障がい者雇用の啓発	ハローワークと連携し、企業の障がい者雇用促進について啓発を行います。	商工課 社会福祉課
雇用助成制度の情報提供	ハローワークや障がい者就業・生活支援センターと連携し、トライアル雇用 や各種助成金などの制度を企業に情報提供し、障がい者雇用の促進します。	商工課 社会福祉課
障がい者の就労定着支援	ジョブコーチ の活用や、障がい者就業・生活支援センターの支援により、障がい者の就労定着を支援するとともに、事業主に対する障がいの理解を促進します。	社会福祉課
市職員における法定雇用率 の順守と計画的採用の実施	市職員における法定雇用率を順守するとともに、計画的に障がい者の採用を行います。	秘書課

トライアル雇用：

事業主と障がい者との間で3か月を限度とした有期雇用契約を結び、お互いに適性を確認した後、本採用(常用雇用)となる。

ジョブコーチ：

障がい者の就労に当たり、出来ることと出来ないことを事業所に伝達するなど、障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える者を指す。

法定雇用率：

常用雇用者数に対する障がい者の割合。障害者雇用促進法に基づいて、民間企業・国・地方公共団体は所定の割合以上の障がい者を雇用することが義務付けられている。

福祉的就労の確保

取り組み	内容	担当課
就労支援事業の通所促進	就労意欲があるが一般就労に結びつかない障がい者が、就労に向けた能力向上を図るため、就労支援事業所への通所を促進します。	社会福祉課
福祉的就労から一般就労への支援	ハローワーク、障がい者就業・生活支援センターと就労支援事業所との連携を促進し、福祉的就労の場から一般就労に結びつけるよう支援します。	社会福祉課

文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

取り組み	内容	担当課
生涯学習講座の充実	障がい者を含め、誰もが気軽に参加できる生涯学習講座の充実に努めます。	生涯学習課
点字資料、映像資料の充実	市民図書館において、点字資料、映像資料の充実を図ります。	生涯学習課
スポーツ・レクリエーションの充実	障がい者を含め、誰もが気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。	スポーツ文化課
障がい者団体によるスポーツ大会開催の支援	障がい者団体が行う、スポーツ大会の開催等を支援します。	社会福祉課

5 安全・安心のまちづくり

(1) 現状と課題

障がい者や高齢者が暮らしやすいまちは、すべての市民にとっても暮らしやすいまちであるという認識のもと、多くの人が利用する公共性の高い建築物、道路、公園、交通機関等については、安全・快適な利用に配慮した整備を進める必要があります。本市では、JR 瑞浪駅バリアフリー化と駅周辺の再整備などに取り組んできました。今後も、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設改修を推進するとともに、公共施設や公共交通において、高齢者、障がい者への配慮が一層求められます。

また、日常生活を送る居宅について、バリアフリー化の助成を行っていますが、さらに住宅バリアフリー化を進めるため、制度の周知を図り利用を促進する必要があります。

情報提供に関しては、「広報みずなみ」の役割が大きく、様々な障がいに応じた、わかりやすい工夫が求められます。見やすい広報紙を目指し、紙面の改良に努めてきましたが、今後も誰もが見やすい紙面づくりに努めていくとともに、ホームページの充実、防災・防犯情報を提供する「絆メール」の活用促進などを進めていく必要があります。

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、障がい者に対する犯罪や災害による被害を防ぐための対策が重要です。

防犯に関しては、障がい者が犯罪被害に遭わないよう、民生児童委員等地域の中での見守り活動により、被害の防止に努める必要があります。

災害に関するアンケート調査では、一人で避難できない人の割合は、身体障がい者で約3割、知的障がい者、精神障がい者で約4割となっています。また、災害時に困ると思われることは、精神障がい者で「被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない」「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」「安全なところまで、すぐに避難することができない」が上位に挙げられています。

ユニバーサルデザイン：

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、全ての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現を目指したもの。

絆メール：

台風・大雨時の気象警報、地震に関する情報、その他の緊急情報や、不審者や振り込め詐欺などの防犯情報を登録者の携帯電話にメールで通知する本市独自のサービス。

表 災害時に困ること（アンケート調査）

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
1位	安全なところまで、すぐに避難することができない	どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない	被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない
2位	必要な薬が手に入らない、治療を受けられない	被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない	必要な薬が手に入らない、治療を受けられない
3位	障がいにあった対応をしてくれる避難所が近くにない	安全なところまで、すぐに避難することができない まわりの人とのコミュニケーションがとれない	安全なところまで、すぐに避難することができない

防災対策に関して本市では、災害時要援護者台帳を民生児童委員等の協力により作成していますが、個人情報保護への過剰反応などにより、名簿登録率が伸びない原因となっています。そのため、災害時要援護者台帳への登録を引き続き推進するとともに、台帳を活用した災害時における具体的支援方法についてさらに検討していくが必要があります。また、地域と連携し、要援護者の防災訓練への参加を促進するなど、要援護者の防災意識を高めていく必要があります。

また、避難所においても、聴覚障がいではコミュニケーション、内部障がいでは投薬や治療などの問題が大きく、医療機関、福祉施設との災害時における連携体制の構築が必要です。

（２）基本方針

障がい者を始め、誰もが、不便を感じることなく日常の生活を送ることができるよう、公共性の高い施設、道路や公共交通機関のバリアフリー化を推進します。住宅のバリアフリーへの支援策を周知し、住宅バリアフリー化を促進します。広報みずなみ、ホームページの充実を図るなど、誰もが欲しい情報の提供に努めます。

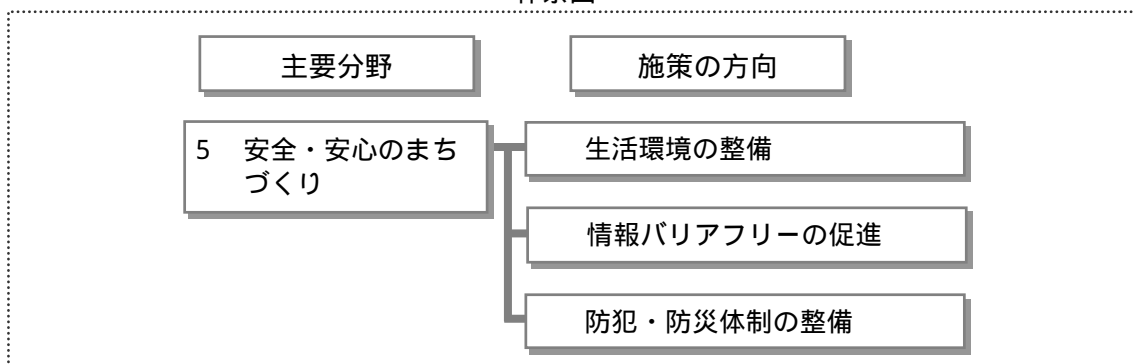
障がい者を悪徳商法などの犯罪被害から守るため、民生児童委員等との連携強化などにより、地域での見守り体制を充実するとともに、成年後見制度の活用を促進します。

災害時要援護者台帳の登録促進と活用方法の検討を行うとともに、地域住民や、医療機関、福祉施設などと連携し、災害時に要援護者が安全に避難できるよう支援体制づくりに取り組みます。

災害時要援護者台帳：

災害時に支援の必要な方の同意を基に、氏名、住所、地域支援者の連絡先などの情報を登録し、災害が発生した時の地域における援護などに活用することを目的とする台帳。

体系図



(3) 具体的取り組み

生活環境の整備

取り組み	内容	担当課
ユニバーサルデザインによる公共施設整備	公共施設整備にあたっては、ユニバーサルデザインによる施設整備を行うとともに、施設改修に際して、できる限りのバリアフリー化を図ります。	総務課 各施設所管課
安全な道路整備の実施	地域からの要望等を考慮し、交通危険箇所の道路側溝有蓋化・カラー舗装化などにより歩行者の安全確保を図ります。	土木課 都市計画課
住宅のバリアフリー化促進	いきいき住宅改修事業、日常生活用具給付事業の利用を促進し、障がい者が生活する居宅のバリアフリー化を促進します。	社会福祉課

情報バリアフリーの促進

取り組み	内容	担当課
広報紙の充実	広報みずなみについて誰もが見やすい紙面作成に努めるとともに、障がいに関する情報提供に努めます。	企画政策課
「声の広報」の利用促進	社会福祉協議会、ボランティア団体と連携し、視覚障がい者に対する声の広報の利用促進を図ります。	社会福祉課 企画政策課
ホームページの充実	ホームページの情報を充実し、誰もが欲しい情報を得やすいよう情報提供に努めます。	企画政策課 社会福祉課
点字資料、映像資料の充実（再掲）	市民図書館において、点字資料、映像資料の充実を図ります。	生涯学習課 市民図書館

防犯・防災体制の整備

取り組み	内容	担当課
地域の見守り活動の強化	民生児童委員等との連携により、身近な地域の中での見守り活動を強化します。	社会福祉課 社会福祉協議会
消費生活相談・法律相談の実施	悪徳商法などの犯罪被害などに関する相談を実施し、被害の拡大防止に努めます。	市民協働課
成年後見制度の利用促進（再掲）	判断能力が不十分な障がい者を悪徳商法などの犯罪被害から守るため、成年後見制度の利用を促進します。	社会福祉課
災害時要援護者台帳の登録推進と活用方法の検討	民生児童委員等との連携により災害時要援護者台帳の登録を推進するとともに、台帳を活用した災害時の支援方法を引き続き検討します。	企画政策課 社会福祉課
障がい者当事者の防災意識の向上	地域と連携し、障がい者の防災訓練への参加を促進するなど、障がい者の防災意識の向上を図ります。	企画政策課 社会福祉課
防災訓練の充実	地域と連携し、要援護者への支援訓練を訓練メニューに組み込むなど、防災訓練の充実を図ります。	企画政策課 社会福祉課
福祉避難所の確保	福祉施設などとの協定締結による障がい者・高齢者の避難場所の確保に取り組みます。	企画政策課
災害時の支援体制の整備	特別な支援が必要な障がい者・高齢者に対する医療、保健、福祉関係機関等の連携による、災害時の支援体制の整備に取り組みます。	企画政策課 健康増進課 社会福祉課

6 人権尊重と支え合いのまちづくり

(1) 現状と課題

障がい者を始め、誰もが地域でともに暮らしていく上で、障がいに対する理解を深め、支え合う地域づくりが重要です。障がい者の地域での生活を支えていくためには、公的なサービスだけでは限界があり、地域での支え合いと公的なサービスが両輪を成して支援していくことが求められます。

アンケート調査では、市民の理解が深まったと思う人は、身体障がい者で28.8%、知的障がい者で19.6%、精神障がい者で29.1%となっています。また、障がいのある方に対して関心のある人は66.9%であり、平成16年度調査に比べて10ポイント以上低くなっており、障がいに対する理解の希薄化が懸念されます。

本市では、平成22年度に人権施策推進指針を策定し、障がいの有無や性別、人種等にかかわらず、誰もが互いに尊重し合える社会を目指した取り組みを実施しています。障がい者が地域で安心して生活できるよう、引き続き、障がい者理解の啓発活動を実施していく中で、市民の障がいに対する関心を高め、人権尊重、支え合いの意識を高める必要があります。

助け合いの心を育てるためには、子どもの頃からの教育が重要であり、障がいのある子どもと障がいのない子どもと一緒に活動する機会をつくるなど、今後も福祉教育の充実を推進する必要があります。

第2期地域福祉計画に基づき、地域福祉活動を推進する中で、今後も引き続き、地域における助け合い意識の普及啓発が必要です。さらに、身近な地域で支え合える地域住民間のネットワークの構築と、ボランティア等によるインフォーマルサービスの体制づくりを目指すため、自助・共助へ意識づけが必要です。

ボランティア活動に関心のある市民は多く、今後も様々な機会を活用し、ボランティア活動のきっかけづくりに努めていくことが重要です。ボランティア連絡協議会の活動を今後も支援し、団体間の情報交流や連携により、より効果的な活動が展開される基盤づくりが求められます。

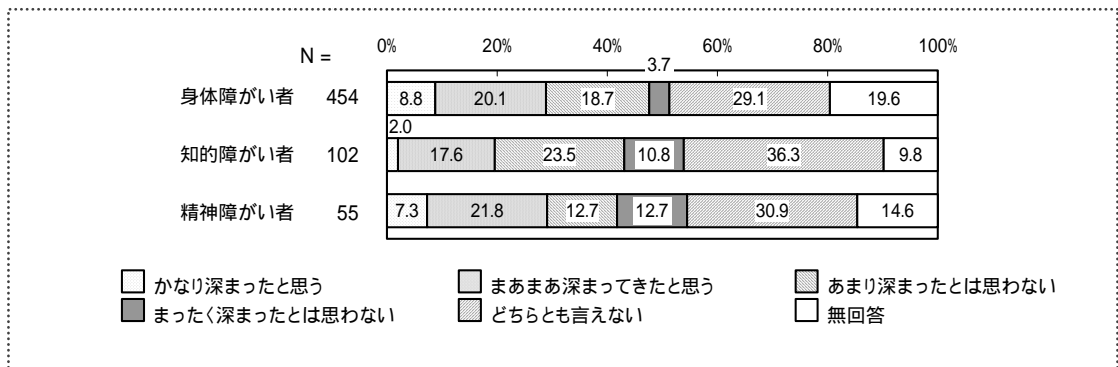
人権施策推進指針：

人権教育・啓発を推進することを目的とし、人権問題に対する市としての基本理念や方向性示し、施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針。

インフォーマルサービス：

フォーマル（制度的）サービスに対し、公的な制度に基づかない多様な形態のサービスを総称したもの。具体的には、近隣や地域社会、ボランティア、NPOなどが行うサービス。

図 障がいに対する市民の理解が深まったと思う人（アンケート調査）



(2) 基本方針

広報活動、イベントや様々な学習機会を通して障がいや障がい者に対する市民の理解を深める啓発を行うとともに、障がいのあるなしにかかわらず市民がお互いを尊重し合える社会を目指した人権施策を推進します。

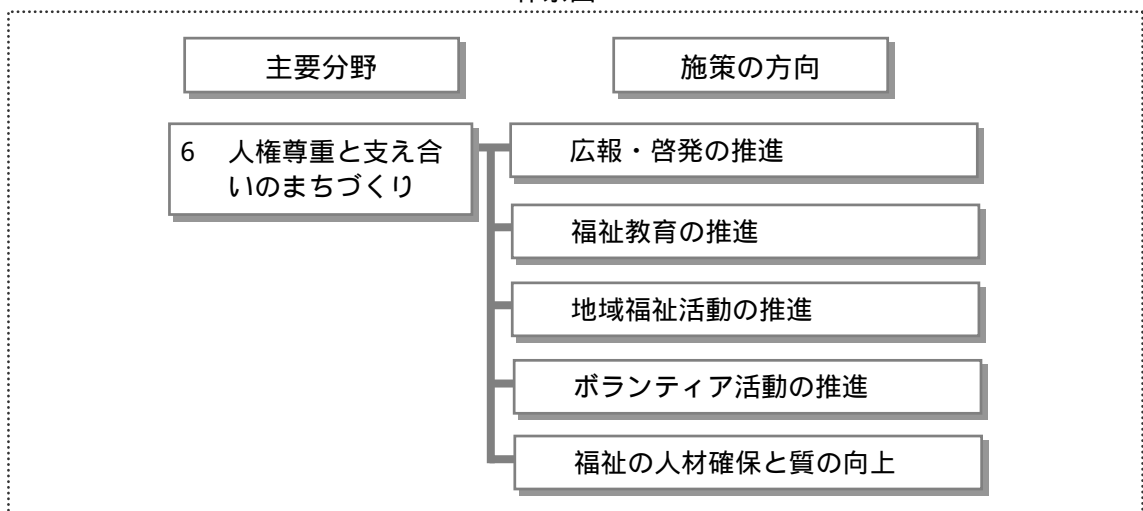
学校教育において、障がいや障がい者に対する理解を促進するため、障がい者との交流や体験活動を実施するとともに、児童、生徒のボランティア活動への積極的参加を促進するなど、福祉教育の充実を図ります。

地域福祉計画に基づき、地域で主体的に行われている様々な活動を支援し、地域福祉活動の充実を図ります。

ボランティア連絡協議会や社会福祉協議会などと連携し、ボランティア活動のための人材確保、活動促進を図ります。

手話通訳者、手話奉仕員や要約筆記者の養成に取り組むなど、福祉の専門的人材の確保に努めるとともに、公共サービス従事者への障がいに関する知識・理解の向上を図ります。

体系図



(3) 具体的取り組み

広報・啓発の推進

取り組み	内容	担当課
福祉に関する各種行事での啓発	福祉まつりなどの行事において、障がいの理解促進を図ります。	社会福祉課 社会福祉協議会
広報紙などを活用した啓発活動の推進	広報みずなみ、市のホームページなどを活用し、障がいに関する啓発を推進するとともに、社会福祉協議会と連携し、社協だよりでの啓発を行うなど、広く市民の障がいに関する理解の促進に取り組みます。	企画政策課 社会福祉課 社会福祉協議会
人権活動推進指針に基づく取り組みの推進	人権活動推進指針に基づき障がいのあるなしにかかわらず誰もがお互いを尊重し合える社会を目指した啓発活動を推進します。	市民協働課 社会福祉課

福祉教育の推進

取り組み	内容	担当課
総合的な学習の時間の活用による障がい理解の促進	福祉協力校の指定による、点訳、手話、インスタントシニア体験などの福祉学習出前講座を実施することにより福祉教育の充実を図ります。	学校教育課 社会福祉協議会
交流及び共同学習の推進	特別支援学校の子どもと普通学校の子どもとの居住地校交流を進めるとともに、特別支援学級の子どもと通常学級の子どもとの交流授業を推進し、互いの理解を促進します。	学校教育課

 インスタントシニア体験：
 高齢者が日常的に直面する困難を人為的に作り出して体験するもの。

地域福祉活動の推進

取り組み	内容	担当課
第2期地域福祉計画に基づく地域福祉活動の推進	第2期地域福祉計画に基づき、身近な地域で住民相互の助け合い、支え合いの活動を社会福祉協議会、民生児童委員、自治会、地区まちづくり組織、ボランティア団体等と連携し推進します。	社会福祉課

ボランティア活動の推進

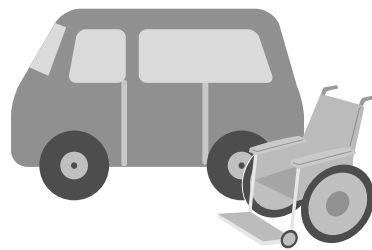
取り組み	内容	担当課
ボランティアセンターの機能充実	ボランティアコーディネーターを設置し、ボランティアへのニーズ把握と、活動への参加を促進する中で、一市民ボランティアができる福祉社会の実現を目指します。	社会福祉課 社会福祉協議会
ボランティア活動の啓発による参加促進	ボランティア団体等による活動を広く紹介することにより、市民のボランティア活動に対する参加を促進します。	社会福祉課 社会福祉協議会
ボランティアの養成	社会福祉協議会や、各種ボランティア団体と連携し、ボランティア養成講座を開催するなど、ボランティアを担う人材の養成、確保に取り組みます。	社会福祉課 社会福祉協議会
ボランティア連絡協議会への支援	ボランティア連絡協議会の組織を強化するための支援を行い、各ボランティア団体の活動の活発化を図ります。	社会福祉課 社会福祉協議会

ボランティアコーディネーター：

「ボランティア活動を行いたい」という意志を持つ人と、「ボランティア活動の支援を求めたい」人の間に立ち、仲介するなど、ボランティア活動の活性化を図るための専門的スタッフ。

福祉の人材確保と質の向上

取り組み	内容	担当課
専門人材の育成、確保	社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成講座を開催するなど、福祉に関する人材の育成確保に努めます。	社会福祉課 社会福祉協議会
第三者評価 事業の実施促進	県との連携により、各障害福祉サービス事業所の第三者評価事業の利用を促進し、事業所のサービスの質の向上を図ります。	社会福祉課
公共サービス従事者の障がいに関する理解促進	障がい者が安心して公共サービスを受けられるよう、公共サービス従事者の障がいに関する理解を促進します。	秘書課 社会福祉課



 第三者評価：
 サービスの質を、第三者が一定の基準に照らして専門的、客観的に評価し、情報を公開する制度。